

第1次 裾野市議会 I C T 推進基本計画

序章 計画策定にあたって

現在、I C Tは企業だけでなく一般家庭においても普及が進んでおり、インターネットなどの劇的な技術革新により様々な生活のシーンで活用されている。

その急速な進化に代表されるスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウドなどの普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルの幅広い場面において変化をもたらし、様々な分野における I C T利活用のあり方も大きく変わってきた。

行政分野では個人番号（マイナンバー）制度以降、行政事務の効率化を目的とした I C T利活用の取組みが進んでおり、新規サービスの創出や効率化を目的とした事例が現れている。また、静岡県でも官民データ活用推進基本法の施行により、官民データ活用推進計画として、高度情報化基本計画が平成30年度に策定された。

当市においても、これから策定される総合計画でも検討されているように、ソサエティ5.0を見据えたスマートタウン、ビッグデータやA Iの活用など、あらゆる分野において I C Tのさらなる利活用への期待が高まっている。

今後は、地方議会においてもさらなる I C Tの活用により、議会活動の質向上を実現し、市民の多様な意見の把握、市民への情報提供を推進する必要がある。

第1章 総論

1 計画策定の背景

裾野市議会は、平成26年に議会改革特別委員会を設置して以降、I C Tの必要性や有用性について議論を重ね、平成29年には、市に対して I T利活用に向けた提言を行った。平成30年の改選後再設置された議会改革特別委員会では、より具体的な効果や近隣市町の動向を調査してきた。また当局でも、官民データ活用推進計画の策定および専門部署が設置され、今後活用が見込まれるR P A※やA I、ビッグデータに対しても、研究を開始している。

このような流れに対し、議会も遅れることなく取組み、議会のさらなる質向上を図り、より「開かれた議会」を確立するために、裾野市議会 I C T推進基本計画を策定する。

※RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション／Robotic Process Automation）

2 計画策定の目的

裾野市議会は、「市民に開かれた市議会」の一層の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化など、さらなる議会改革により市民に信頼される議会となるため、その有効手段の一つとしてＩＣＴの積極的活用を推進する。

3 計画期間及び推進体制

計画期間は、令和２年度から令和４年の改選を迎えるまでとする。

本計画の推進に当たっては議会改革特別委員会内に組織する、議会ＩＣＴ推進プロジェクトチームが中心となり、議会と当局双方の連携・協力により、議会の見える化、議会・行政の効率化による行政改革に取り組む。

第２章 基本的な考え方

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会の積極的情報発信と合理化・効率化を推進するとともに、市民の意見などを積極的に取り入れることで、「開かれた議会」を実現する。

よって、裾野市議会ＩＣＴ推進基本計画は、以下の４点を基本事項とする。

- ① 議会情報を分かりやすく市民に公開する。
- ② 議会への市民参加と関心の向上を図る。
- ③ 効率化・活性化など議会改革を積極的に推進する。
- ④ ＩＣＴを積極的に活用した新たな議会運営を行う。

なお、本計画第３章に掲げる事項の実施に向け検討を進めていくが、ＩＣＴの技術革新、社会動向及び議会運営の状況等を考慮して、実施の要否・時期を判断する。

第３章 議会ＩＣＴ化推進事業計画

基本事項		推進事業
①	議会情報を分かりやすく市民に公開する。	(１) 広報広聴の強化
②	議会への市民参加と関心の向上を図る。	
③	効率化・活性化など議会改革を積極的に推進する。	(２) ペーパーレス化推進
④	ＩＣＴを積極的に活用した新たな議会運営を行う。	(３) 議員のＩＣＴ活用能力の向上 (４) 議会のＩＣＴ環境の整備 (５) セキュリティ対策の強化

(1) 広報広聴の強化

- (ア) ウェブサイト見直しによる分かりやすい議会情報の発信
- (イ) 議会録画映像のスマートフォン・タブレットでの視聴への対応
- (ウ) 本会議及び全員協議会のインターネット配信
- (エ) 委員会のインターネット配信
- (オ) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した議会の情報発信
- (カ) 議会情報及び資料のオープンデータ化
- (キ) インターネットを活用した市民意見の受付
- (ク) 被災現場等の迅速な情報収集・提供

＝ 実施済みの取り組み ＝

- ・議会だよりの電子化
- ・会議録のインターネット公開
- ・議会ウェブサイト「市議会のページ」の公開
- ・政務活動費の領収証等のインターネット公開

(2) ペーパーレス化推進

- (ア) 議会スケジュールなどの電子化
- (イ) 次第、議会日程、議案書、議案補足資料、施政方針などの電子化
- (ウ) 補正予算書、補正予算説明書の電子化（予算書、決算書は紙資料と併用する）
- (エ) 本会議、委員会、全員協議会など資料の電子化
- (オ) 各種基本計画、議会への情報提供資料などの電子化

(3) 議員のICT活用能力の向上

- (ア) ICT活用能力向上の研修
- (イ) 電子書籍を活用した議会図書館の創設
- (ウ) 新聞記事等の検索データベースの活用

＝ 実施済みの取り組み ＝

- ・例規集検索システムの活用
- ・会議録検索システムの活用
- ・タブレット端末及びシステムの研修会

(4) 議会のICT環境の整備

- (ア) 議員への迅速な連絡システム整備
- (イ) グループウェアの導入
- (ウ) 会議用システムの導入
- (エ) 会議、委員会へのタブレット端末導入

- (オ) 本会議場、委員会室の無線インターネット接続環境の整備
- (カ) 事務局用 I C T機器の整備
- (キ) プロジェクター設備の整備
- (ク) 本会議場への大型モニターの導入
- (ケ) 委員会室への録画撮影機器の導入
- (コ) 本会議場、委員会室卓上の電源コンセント等の整備

(5) セキュリティ対策の強化

- (ア) タブレット端末の指紋認証
- (イ) クラウド運用による物理漏洩の防止
- (ウ) 無線ネットワークのセキュリティ対策

= 実施済みの取り組み =

- ・事務局 PC へのウイルス対策ソフトの導入
- ・ファイアウォールの設置

第4章 計画の推進と見直し、運用

1 計画の見直し及び予算要望

I C Tの技術革新や社会動向及び議会の運営状況を踏まえ、常に最善の事業推進を図るため、必要に応じ本計画の見直しを行う。また、予算を伴う事業については、本計画に従い議会から当局へ要望していく。

2 使用基準

使用者は、I C T利用の適切なルール、責任や義務を定めた I C T機器使用基準に則り、I C T機器の適正利用を図る。なお、必要に応じ、または本計画の見直しに合わせ、基準の検証を行う。